

令和6年度 第2回 大阪市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
会議録

開催日時 令和7年3月19日（木）午後2時00分～午後4時00分

開催場所 大阪市役所屋上階 P1 共通会議室

議 題

- 1 大阪市高齢者実態調査等の調査項目について
- 2 日常生活圏域の再編について
- 3 令和5年度地域ケア会議から見てきた市域の課題に対する市の施策について

【資料】

- 資料1—1 大阪市高齢者実態調査等項目修正案（委員からのご意見等）
資料1—2 大阪市高齢者実態調査等項目修正案（削除予定設問）
資料2 今後のスケジュール
資料3 地域包括ケアシステム推進に向けた日常生活圏域の再編
資料4 地域ケア会議から見てきた主な市域の課題に対する市の施策について

【参考資料】

- 参考資料1 高齢者実態調査及び介護予防日常生活圏域ニーズ調査の各調査に係る調査票案

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| { | 1—1—1 | 本人調査 調査票 |
| | 1—1—2 | 本人調査 調査票の別紙 |
| | 1—2—1 | 介護サービス利用者調査・介護者調査 調査票 |
| | 1—2—2 | 介護サービス未利用者調査・介護者調査 調査票 |
| | 1—3 | 介護支援専門員調査 調査票 |
| | 1—4 | 施設調査 調査票 |
| | 1—5 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査票 |

- 参考資料2 令和7年度大阪市高齢者実態調査等の概要

・司会

お待たせいたしました。

ただ今から、「令和6年度 第2回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、

福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課担当係長の塩田でございます。

委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、午後4時までの予定として、会議を開催してまいります。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日オンラインでご参加されております委員の方々におかれましては、カメラをオンにして、マイク機能は、ご発言時以外はミュートにさせていただきますようお願いいたします。

発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただき（お手を上げいただき）、指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにして、お待ちください。

発言される際は、マイクのミュートを解除していただき、ご発言をお願いいたします。

会場の音声が聞こえないなど、トラブルがございましたら、この「手上げ」機能で、事務局までお知らせいただきますよう、お願いします。

本日は、オンラインでのご出席を含め、高齢者福祉専門分科会委員総数の半数を超える皆様にご出席いただいております、大阪市社会福祉審議会条例施行規則第5条第5項により、分科会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の会議につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、原則、公開審議としております。公開となる部分につきましては、後日、議事要旨とともに議事録を作成し、ホームページにて公開する予定でございます。

また、個人または法人に関する情報などを審議する場合には、各部長におはかりし、非公開とすることもございますので、よろしくお願いいたします。

また、記録作成の関係上、事務局にて録音及びオンライン画面の録画をさせていただきます。

<委員紹介>

<事務局紹介>

・司会

それでは会議の開会にあたりまして、福祉局長の坂田からご挨拶を申し上げます。

・坂田福祉局長

ただいま、ご紹介いただきました、福祉局の坂田でございます。

本日は、本当に大変年度末のお忙しい中また本当に寒い中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また日頃より、大阪市政各般にわたりまして、とりわけ福祉行政に関しまして、本当にご協力ご尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本市の状況でございますが、令和7年度予算案につきまして、議会でご審議いただいているところでございますが、本日ご出席賜っております岸本委員が委員長を務めていただいております、大阪市民生保健委員会でも、様々な質疑がございました。

その中でも特に、全国一高い介護保険料を何とかするためにということで、しっかりと介護予防に取り組んでいくということが、議論の中心であったのではないかなというふうに考えているところでございます。

私どもは、介護予防を強力に推進していくため、キャッチフレーズでございますが、健やかに介護予防でいい人生ということで、すかいプロジェクトと名付けて、施策を推進していきたいというふうに考えております。委員の皆様方のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、当専門分科会につきましては、第1回目を1月末に開催させていただきましたが、その際に令和9年度から、3ヵ年計画になります、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定に向け、重要な資料となります、高齢者実態調査の今後の進め方ということをご審議いただいたところでございます。

その進め方に沿いまして、この間、保健福祉部会、介護保険部会、認知症施策部会を開催いたしまして、様々なご意見を頂戴して参りました。

各部会委員の皆様方におかれましては、本当に短い時間でご審議いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

本日は各部会で出されました委員の皆様方のご意見を反映いたしました調査項目の修正案につきまして、ご審議を賜りたいというふうに考えております。

また、その他の議題といたしまして、地域包括ケアシステムをさらに推進していくため、日常生活圏域の再編を検討しておりますので、そのご報告と、それから、令和5年度の地域ケア会議から見えて参りました、地域全体の課題に対する施策につきましてもご報告させていただきたいというふうに思っております。

今後も引き続き、高齢者に対する保健医療、介護を始めとした各種施策、事業推進に努めて参りますので、委員の皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう、申し上げます。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

・司会

次に、資料のご確認をお願いいたします。

お手元の次第に記載の資料を配付させていただいておりますので、不足などがございましたら、事務局までお申し出下さい。

オンライン参加の皆様におかれましては、事前にお送りいたしました資料をご確認いただきますよう、お願いいたします。

それでは、これより本日の議事に移らせていただきますが、会場でご発言をいただきます際には、事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクをご使用いただきますとともに、オンライン参加の方にも分かりやすくなるよう、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。

以降の進行につきましては、岡田会長にお願いしてまいりたいと存じます。

岡田会長、よろしくお願いいたします。

・岡田専門分科会長

ただいまご紹介賜りました岡田でございます。

本日は年度末のお忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。

本分科会は、今回、先ほど坂田局長からもご案内ございましたように、次期計画の基礎資料となる調査票の確認、或いは、承認、そして、日常生活圏域についての再編、そして令和5年度の地域ケア会議から出てきた地域の課題の整理ということで非常に重要な案件がございますので、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは着座にて議事を進行させていただきます。

議題1「大阪市高齢者実態調査等の調査項目について」事務局より説明をお願いいたします。

- ・岸田高齢福祉課長
- ・大谷介護保険課長
- ・森高齢施設課長
- ・吉原高齢福祉課長代理

議題1「大阪市高齢者実態調査等の調査項目について」1－1、1－2に基づき説明。

・岡田専門分科会長

それでは、議題1につきましてご意見ご質問等ございますか。

まずは、会場の委員皆様からお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

・田中委員

前回の介護保険部会で、さまざまな意見を出させていただき、その結果として変更していただいたことに感謝申し上げます。

さて、今日ここに来る前に改めて以前の資料を確認しましたところ、施設調査の中で、資料1―1の9ページに主治医・副主治医制の話があったと思います。この内容が、施設調査だけではなく、介護支援専門員調査にも同じ項目が含まれていることを発見しました。具体的には、問19がその項目に該当します。複数医での対応などに変更していただけたらありがたいです。

・岡田専門分科会長

この点について、大谷課長いかがでしょうか。

・大谷介護保険課長

申し訳ございません。

確認させていただきまして、その通りですので、改めまして修正させていただきます。

・宮川委員

私は認知症施策部会に参加させていただいておりますので、本日会長を務めていただいている岡田先生はじめ中西先生からいくつかご意見をいただきました。それらの意見を反映していただけたのかなというふうに思っております。

・岡田専門分科会長

他に特段ないようでしたら、この議題につきましてはお認めさせていただきます。先ほどの修正事項につきましては、会長の一任という形で最終的に確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

・田中委員

はい。

・岡田専門分科会長

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、議題2「日常生活圏域の再編について」事務局より説明をお願いいたします。

・松井地域包括ケア推進課長

議題2「日常生活圏域の再編について」資料3に基づき説明。

・岡田専門分科会長

ただいまの議題2につきましてご意見ご質問等ございますか。

・新田委員

2ページの下にある、①高齢者人口が1万5000人を超える圏域は、わかりやすくイメージすると、包括が1ヶ所、ランチが1ヶ所あるということです。

高齢者人口が基準を超えてきたから、ランチを包括に格上げっていうようなイメージですよね。

となると、住民からしたら、サービスプラスだからそれはいいと思うんですよ。

一方で、教えてほしいのは、高齢者人口が5,000人を下回った場合です。例えば、以前は地域包括支援センターがあり、3職種4業務を行っていたものが、ランチに格下げされるということは、サービスが低下すると捉えていいのでしょうか。

また、現実的には、高齢者人口が増えていく中で、5,000人を下回るエリアはあるのかそのあたりも教えていただけるとありがたいです。

・松井地域包括ケア推進課長

まず、「5,000人を下回る場合、包括がランチになることでサービスが低下するのではないか」というご質問についてですが、圏域の再編成になりますので、その圏域の割り方を変えることで、包括の数は変わらないケースもあるかと思います。この点については、実際の状況に合わせて議論を進めていく形になると考えています。一概に「このパターンになる」とは言えないと思います。

また、「5,000人をそもそも下回る地区があるのか」というご質問に関してですが、現状の推計では高齢者人口が増加しているため、当面のところ5,000人を下回ることが想定されているエリアはございません。このあたりの推移については、注視してまいりたいと考えています。

・岡田専門分科会長

他にいかがでしょうか。

・光山委員

高齢者を65歳以上と定義していますが、実際には65歳でサービスを利用する人は少ないと思います。できれば75歳という年齢も併記していただけると、より実態に合ったニーズが見えてくるのではないのでしょうか。

実際、私たちのサービス利用者の中心年齢は85歳を超えていることが多いと感じています。そのため、65歳を高齢者とするのは少し無理があると思います。むしろ、65歳は今や働き手として活躍している年齢でもありますので、その点を考慮して計画を立てていただけれ

ばと思います。

・松井地域包括ケア推進課長

現状では、高齢者の年齢を 65 歳以上として、さまざまな計画の基準としておりますので、当該案件についても同基準に基づいて進めてまいりたいと考えております。なお、今後介護サービス等の基準にかかる動向等も含め、75 歳以上の推移についても注視していければと考えています。

・岡田専門分科会長

後期高齢者の比率も加味しながら、日常生活圏域についても配慮していただければと思います。

・早瀬専門分科会長代理

具体的には令和 9 年度からの実施となる区割り再編ですが、準備のスケジュールはどのくらいの期間を考えておられるのでしょうか。

・松井地域包括ケア推進課長

第 10 期が令和 9 年度から始まることを考えると、十分な準備期間が必要です。そのため、令和 7 年度中に該当する区と圏域の再編案をまとめ、圏域を確定させ、令和 8 年度には市民への周知や、影響のある事業の体制準備、公募などを進める計画です。これらを令和 9 年度のスタートに間に合わせるように進めてまいりたいと考えています。

・岡田専門分科会長

他にいかがでしょうか。

特段ないようでしたら、この議題につきましてはお認めいただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

議題 3 「令和 5 年度地域ケア会議から見えてきた市域の課題に対する市の施策について」事務局より説明をお願いいたします。

・松井地域包括ケア推進課長

議題 3 「令和 5 年度地域ケア会議から見えてきた市域の課題に対する市の施策について」資料 4 に基づき説明。

・岡田専門分科会長

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問等をお伺いしたいと

思います。

・濱田委員

4 ページのひとり暮らし高齢者の課題の 2 番のところについて、ケアマネジャーに関する課題を記載いただき、本当に感謝申し上げます。

ご存じの方も多いと思いますが、厚生労働省でケアマネジメントの諸課題に関する検討会が行われています。法定業務や保険外サービス、地域ケア会議などさまざまな事項が検討されていると思います。その中で、高齢者終身サポート事業ガイドラインというものも示されています。しかし、現在多くの事業者さんがさまざまな課題に直面しています。特に、認知症制度や個人契約の問題にどこまで介入するかという課題があります。

地域での解決が求められている中で、私たちが特にありがたいと感じるのは、例えば区の社会福祉協議会での金銭管理機能の強化や拡大です。これにより、低所得者の方でも活用可能な公的な要素を含んだサポート機関があることが非常に助かります。すぐに解決する課題ではありませんが、こうしたことについて引き続き検討していただければと思います。

すでに 7 割近くの方がひとり暮らしをしている地域もあるかと思いますので、ぜひご検討いただければ幸いです。

・岡田専門分科会長

意見ということで頂戴いたします。

・田中委員

濱田委員のご意見と関連するのですが、5 ページの 4 番の成年後見制度市長申立についてという項目があります。市長申立になるというのは、4 親等以内の親族が見つからなかったために市長が申立を行うことを意味するかと思います。厚生労働省が成年後見制度利用促進法を作り、最近では任意後見制度の啓発を進めていますので、市長申立を減らすための施策を打ち出していただきたいと考えています。

その関係で、先ほど濱田委員が仰ったあんしんさぼーと事業の強化も一つの方法だと思います。また、任意後見制度には 3 種類ありますが、特に移行型について、行政書士会や司法書士会、弁護士会と協力し、元気なうちに後見制度を導入できるようなスムーズな施策を打っていただけると嬉しいです。

任意後見制度の利点として、公証人による手続きが早ければ半月くらいで済むことがあります。しかし、市長申立によって家庭裁判所に訴える場合は、家庭裁判所の書記官による調査が入るため、4 ヶ月から半年かかることが多いです。こうした遅れが法定後見の開始を遅らせることとなりますので、事前にサポートができる段階で後見制度の利用やあんしんさぼーと事業の強化、行政書士会や司法書士会との連携を考えていただけたら良いと思います。

・岡田専門分科会長

何かこの点について、事務局いかがでしょうか。

・河北相談支援担当課長

現在、成年後見制度の任意後見については、政府からも推進の方針が示されています。制度の大きな変革が検討されている時期でもあり、日常生活自立支援事業、あんしんさぽーと事業についても併せて検討されていると聞いております。

今後も、国の動向等を注視していきたいと思います。

・光山委員

6 ページの自立支援重度化防止の課題についてですが、私たち大阪老健協会は、在宅復帰・在宅支援を行う老人保健施設の団体です。このような介護予防の場には非常に馴染みがあり、ぜひ貢献できることがあれば、しっかりと関わっていきたいと考えています。

先日の分科会でも、デイケアの活用を促進する方向性が示されていたと思います。その点で、私たち大老協として役立つことがあれば、ぜひご協力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・岡田専門分科会長

それではご意見ということで頂戴します。

・辻委員

課題に対する大阪市の施策を拝見すると、地域に任せる部分が多いように感じます。人材育成や研修を行った上で、地域で頑張ってもらいたいと受け取られることもあると思います。

そこで、大阪市として、例えば認知症高齢者や孤独の問題に対して、警察や消防、郵便局、銀行などと何か連携をしていることがあるのか、お聞きしたいです。

・永石認知症施策担当課長

ご質問にある警察との連携についてですが、認知症の方が行方不明になった場合、警察が保護してくれると思います。その際、ご家族が迎えに行くことになるでしょうが、警察から、大阪市内に認知症の相談窓口があることを伝えていただき、案内をしてもらっています。

また、大阪市独自で、行方不明者を保護する際に警察に長時間いるのはご本人にとってご負担ですので、施設の協力を得て緊急的に移動いただくこともあります。

郵便局や地域の施設については、認知症に対する理解を深めるためにパートナー企業として登録してもらっています。行方不明者がいる場合には、メールで情報を発信し、発見に協力していただいている関係機関もございます。

特に、認知症のパートナー企業になっていただくことで、企業内での認知症への理解を進めてほしいと考えています。そのため、各区で関係部署にご協力をお願いしています。

・辻委員

各地域では独自の取り組みが進められていると思いますが、郵便局や警察署などの対応がそれぞれ異なることが多いです。大阪市として、こうした機関としっかり協議や連携を進めていただけると、地域としても活動しやすくなるのではないかと思います。

独居高齢者が増加しており、その中には認知症や生活保護世帯も増えてきています。こうした方々に対する支援は、ケースワーカーに頼ることもありますが、家族がいない場合の対応は今後非常に重要な問題となってくるでしょう。

その際、連絡を受けるのはケアマネジャーや訪問看護師など、介護に関わる方々が多く、夜中に呼び出されることもあり、労働がかなり大変になっていると感じています。こうした状況について、市としてもぜひ考えていただければと思います。

・永岡委員

現在の市の施策や取組の中で、総合的な相談支援体制や支援に繋がっていない高齢者の複合的課題について、区社会福祉協議会が取り組むべき課題が多くあります。特に、社会福祉協議会がCSWの働きを通じて、全体をコーディネートしていく役割が非常に重要だと考えています。

各区社協や地区社協が調整し、専門的な支援と地域の支援をどう繋いでいくのが課題です。大阪市全体としても、基盤整備を進めていく中で、連携を図りながら進められると良いと思います。

現在は待ったなしの状況で、支援が届かず、どうしたら良いか悩んでいるケースがたくさんあります。そうしたケースを総合的に調整し、人材の問題も含めて、支援の進め方を考えていただければと願っています。抽象的な話になってしまいますが、こうした課題を多くの場で感じておりますので、市の施策の中でぜひご検討いただき、具体的に踏み込んでいただければと思います。

・岡田専門分科会長

ご意見ということでお伺いさせていただきます。

私から全体的な課題について少しお願いしたいことがあります。まず一つ目は、さまざまな意思決定支援についてです。特に認知症の意思決定支援については、国が重点項目として挙げているため、来年度以降、大阪市として取り組む必要があると思います。意思決定支援をどのように進めていくのか、特にその理解度を把握することも求められてきています。

認知症だけでなく、ひとり暮らしで身寄りのない方の意思決定支援についても重要です。次年度以降は、意思決定支援をキーワードにして、政策を展開していく必要があると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

ご質問がないようでしたら「その他」といたしまして、本日の内容を含めまして、委員の皆様や事務局から何かございますでしょうか。

・坂田福祉局長

誤解がないように説明させていただきます。先ほどの資料3にある日常生活圏域についてのお話です。この資料の2ページをご覧くださいと、第9期から第10期、そして第11期、12期、14期と高齢者の人口が増えていくことが示されています。そこで、私たちは第10期に向けて包括支援センターの数を増やしたいと考えています。

ルールとして、何かを増やすならば減らすところも作ることが世の常です。しかし、新田委員からもございましたとおり、福祉局として、サービスの低下は絶対に避けなければならないと考えています。

そのため、区長様方から区の実情をしっかりと聞いたり、事業者や、実際に包括をご利用いただく高齢者の方からの意見もしっかりとお聞きしたりすることが重要です。また、市民の代表である議会のご意見も丁寧に聞きたいと思っています。

先ほどお話ししたように、令和7年度中に何とかまとめたというスケジュールがありますが、単にスケジュールありきで進めるのではなく、皆さんの意見をしっかりと聞いて、サービスの低下につながらないように丁寧に進めていきたいと考えています。以上、補足説明をさせていただきました。

・岡田専門分科会長

他に事務局から何かございますでしょうか。

・岸田高齢福祉課長

本日は高齢者実態調査の設問について、ご審議いただきましてありがとうございました。

当専門分科会からいただきました、ご意見を反映させていただきまして、今年の7月から8月に高齢者実態調査を実施いたしまして、11月から12月に介護予防日常生活圏域にニーズ調査を実施いたします。

また、令和7年度末でございますが、令和8年3月には、高齢者実態調査の調査結果を報告する予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・岡田専門分科会長

特段ないようでしたら、本日予定しておりました案件はすべて終了となります。

委員の皆様どうもありがとうございました。

それでは事務局に進行役をお返しいたします。

・司会

岡田会長ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては本日、お忙しい中、また長時間にわたりご審議くださり、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の高齢者福祉専門分科会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。